

基本手当日額及び日雇労働求職者給付金日額の変遷

適用年月	基本手当日額					日雇労働求職者給付金日額			
	最低額	最高額				第1級	第2級	第3級	第4級
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満				
昭和59年 8月	2,570 円	7,330円				6,200 円	4,100 円	2,700 円	1,770 円
平成 元年10月	2,570 円 (1,930 円)	7,330円				↓	↓	↓	↓
平成 3年10月	3,170 円 (2,390 円)	9,040円				↓	↓	↓	↓
平成 6年 9月	↓	↓				7,500 円	6,200 円	4,100 円	(廃止)
平成 7年 4月	3,170 円 (2,380 円)	8,140 円	9,040 円	9,940 円	9,040 円	↓	↓	↓	
平成 7年 8月	3,340 円 (2,510 円)	8,600 円	9,560 円	10,510 円	9,560 円				
平成 8年 8月	3,390 円 (2,550 円)	8,720 円	9,700 円	10,660 円	9,700 円				
平成 9年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成10年 8月	3,460 円 (2,610 円)	8,920 円	9,910 円	10,900 円	9,910 円				
平成11年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成12年 8月	3,384 円 (1,720 円)	8,712 円	9,678 円	10,650 円	9,675 円				
平成13年 8月	3,400 円 (1,728 円)	8,754 円	9,726 円	10,704 円	9,725 円				
平成14年 8月	3,368 円 (1,712 円)	8,676 円	9,642 円	10,608 円	9,640 円				
平成15年 5月	1,712 円	6,580 円	7,310 円	8,040 円	7,011 円				
平成15年 8月	1,696 円	6,530 円	7,255 円	7,980 円	6,957 円				
平成16年 8月	1,688 円	6,495 円	7,215 円	7,935 円	6,916 円				
平成17年 8月	1,656 円	6,370 円	7,075 円	7,780 円	6,781 円	↓	↓	↓	

※()内は短時間労働被保険者に係る額

各給付の改正経緯及び主な改正内容

	特例一時金	就職促進給付	教育訓練給付	高年齢雇用継続給付	育児休業給付	介護休業給付
昭和49年	創設(季節的に雇用される者が失業した場合に基本手当日額の50日分を支給)					
昭和59年		再就職手当制度の創設(支給残日数が2分の1以上である場合に支給)				
平成4年		支給要件の変更(支給残日数が2分の1未満でも100日以上あれば支給)				
平成6年		支給要件の変更(支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である場合に支給)		創設(60歳以降の賃金が60歳時点の賃金に比べ15%以上低下した場合に賃金の25%を支給)	創設(1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した者に休業開始時賃金の25%を支給)	
平成10年			創設(被保険者期間5年以上の者が自発的に職業訓練を受けた場合に受講費用の8割を支給)			創設(介護休業取得者に休業開始時賃金の25%を支給)
平成12年		支給額の変更(支給残日数の3分の1に相当する日数分の基本手当の額を支給)			支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)	支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)
平成15年		就業促進手当の創設(早期に安定した職業以外の職業に就いた場合に支給) 再就職手当の支給額の変更(支給残日数の10分の3に相当する日数分の基本手当の額を支給)	支給要件及び額の変更(被保険者期間3年以上の者も対象とし、支給額を切り下げ(8割→4割、上限40万円→20万円等))	支給要件及び額の変更(賃金が25%以上低下した場合に賃金の15%を支給)		
平成16年					支給期間及び支給額の変更(支給期間を1歳未満→最大1歳6か月未満に延長)	支給額の変更(介護休業93日を限度に、要介護状態ごとに1回の休業をしたときに支給)

1 1 その他

失業等給付の不正受給状況

(単位 ; 件、千円)

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
区 分		不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額
失業等給付		12,187	2,599,578	12,093	2,395,442	11,038	2,054,793	11,943	2,085,256
	一般求職者 給付	11,011	2,193,712	11,090	2,108,954	9,829	1,799,783	8,462	1,454,708
	就職促進給 付	431	182,184	382	115,816	283	63,521	181	21,538
	雇用継続給 付	11	3,349	9	1,024	15	5,160	15	7,498
	教育訓練給 付金	7	737	82	17,849	217	20,517	2323	369,915

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
失業等給付費	2兆6,007億円	2兆5,292億円	1兆9,618億円	1兆4,672億円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
返還命令	11,780件	11,529件	10,460件	9,674件
納付命令	6,133件	6,195件	5,481件	4,560件

失業等給付に係る不正受給への対応について

- 失業等給付の不正受給は、就労不申告、就職未届による基本手当の不正受給が大半を占める。
- 被保険者資格取得届によるチェック、関係者による情報提供、公共職業安定所の窓口における失業の審査、事業所調査等により不正受給を発見。
- 発見した不正受給事案については、以下により対処（雇用保険法第10条の4第1項、第34条第1項等）。
 - ① 支給停止；不正行為のあった日以後支給しない。
 - ② 返還命令；不正行為により受給した額の返還を命ずる。
 - ③ 納付命令；返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。
 - ④ 告訴・告発；不正行為が悪質等の場合、警察に告訴・告発する。

教育訓練給付の不正受給に対する現在の対応

- 1 平成14年4月、平成15年11月と教育訓練給付の講座の指定基準を見直し、趣味的な講座は全て廃止する等、真に雇用の安定と就職促進に資すると判断されるものに限定して指定（平成13年10月、22,183講座→平成18年4月、7,789講座）。

今後とも、見直しを不断に実施。

- 2 雇用保険法の改正により、相当の自己負担を要することとし、平成15年5月より、給付水準を引き下げ、教育訓練の受講のために支払った費用の4割相当額（上限20万円）を支給（従来は8割相当額（上限30万円）を支給。）。(※)

(※) 平成15年の雇用保険法改正により、被保険者期間が3年以上5年未満の者についても給付の対象とし、給付率を20%、上限10万円とした。

- 3 平成15年11月には教育訓練給付の支給審査方法の改正を行い、新たな不正受給の発生を防止する体制を整備。

- (1) 郵送・代理人による支給申請の原則禁止。
- (2) 教育訓練経費の自己負担額確認の厳格化。
- (3) 安定所調査に虚偽の陳述を行った者への納付命令の適用。

- 4 16年3月以降は教育訓練給付に係る不正受給案件が発見された場合、すべての案件について全国にわたる対応をとるよう措置。